

Ⅲ. 成果内容

○要旨

本研究の目的は、まずわが国の港湾整備事業における行政体制が今日に至るまで集権的とは言えず、あらゆるレベルで多元的な様相を示しており、それが政策的帰結に多大な影響を及ぼしていたことを明らかにすることである。具体的には、戦後から 2000 年代にかけての大都市圏、すなわち東京湾（東京港・横浜港）、伊勢湾（名古屋港）、大阪湾（神戸港・大阪港）の港湾整備事業をケースとして、1950 年に制定された港湾法の下で、港湾管理者である地方自治体が自律的かつ戦略的に行動し、他のそれと競合しながら港湾整備事業を展開したことや、港湾整備事業をめぐる中央政府と地方自治体の関係が垂直的とは言えず、それをめぐる中央政府内部も必ずしも一枚岩ではなかったことを示した上で、わが国の港湾整備事業が、これらのアクターの関係や行動の影響を強く受けながら実施されていたことを明らかにするものである。これにつづいて本研究では、欧米の港湾の整備事業（本研究では、ロッテルダム港とハンブルク港を選定）ならびにその管理・運営体制について分析し、将来のわが国の望ましい港湾整備事業のあり方（戦略的方向性）について見通していくことを目指した。

本研究では、戦後から 2000 年代にかけての東京湾（東京港・横浜港）、伊勢湾（名古屋港）、大阪湾（神戸港・大阪港）の港湾整備事業とそれをめぐる行政体制について、港湾統計や一次資料、文献、新聞などを活用し、主に政府間関係や政治過程に注目しながら分析することにした。そのための対象として本研究は、1950 年の港湾法の制定と同法の改正問題、1950 年代後半から 1960 年代にかけての港湾整備量の増大と地方自治体や中央政府の対応、外貿埠頭公団の設立ならびに廃止のプロセス、名古屋コンテナ埠頭株式会社の設立過程、1980 年代以降の地方港のコンテナ化、国際的な港湾間競争の激化とスーパー中枢港湾政策・国際コンテナ戦略港湾政策の導入といったケースを取り上げている。

つづいて本研究では、将来的なわが国の港湾整備事業のあり方を見通すために欧米の港湾整備事業、特にロッテルダム港とハンブルク港の管理・運営体制を分析することにした。これらの港湾を選定した理由は、日本と同様に開発できる国土が限定されていることや、港湾整備事業をめぐる制度などが類似しているためである。

これらの分析をもとに本研究は、わが国では 1950 年の港湾法の制定によって、港湾整備事業をめぐる多元化された権限配置が生み出されることになり、それらの関係が政策的帰結に影響を及ぼしていたことや、生み出された政策的帰結が行政の権限獲得ゲームや政治家の政治決定などに影響を及ぼし、また新たな政策的

帰結がもたらされることに繋がっていったことを明らかにした。そして今日の港湾整備事業は、これらによって生み出された数々の障害に取り巻かれ、抜け出せなくなっている状況にあることを指摘した。

これらの知見をもとに、本研究は地方自治体が港湾を整備・管理するシステムを今後も維持すべきかどうか、わが国に釜山港や上海港のような大規模港湾を整備することが適当であるかについて論じている。

○キーワード

港湾整備事業、地方分権的な制度、行政体制の多元化、政府間関係、政治決定、政策の相互参照性